

事例から学ぶ

## 介護事業者の事故対応

## 「独りでできる」と言ったので手を離し転倒、過失無い？

－保険会社の過失判断を伝えたら－

## ■トイレ介助中の転倒重症事故

Sさんは特養M苑の入所者で、要介護4の認知症が無い車椅子移動の女性利用者です。トイレは半介助で車椅子から便座への移乗介助をしています。ある時、車椅子でトイレにお連れして便座への移乗を介助しようとする、「独りでできるわよ」と言ったので手を放しました。可動式の手すりにつかまり移乗しようとした時、握っていた手が滑って転倒し頭部を床に強打してしまいました。呼びかけても返事が無く、看護師の判断で救急搬送しましたが、硬膜下出血で重症となりました。

家族には事故状況を説明して謝罪し、翌日保険会社にFAXで事故報告を送りました。すると、保険会社の事故受付担当者からは、「本人が自分でできると言って転倒しており、自損事故と考えられ、賠償責任はないと考えます」と連絡がありました。相談員がその旨を家族に伝えると、家族は激怒して大きなトラブルとなり、最終的には保険での賠償をすることになりました。この施設の賠償保険は団体を通じて書類で加入しており、日頃の意思疎通はありませんでした。

## 介護事故の過失は事故報告書だけで判断できない

## ■保険会社の対応に問題

この事故は施設側の過失が明らかであるといえるのに、保険会社からの過失判断を鵜呑みにして、家族に伝えたので大きなトラブルになりました。事故報告書だけで過失の有無を伝えてきた保険会社の過失判断が必ずしも正しいとはいえません。介護事故の日頃の介助方法やその日の利用者の身体機能など、様々な要素が過失判断には必要となるからです。



団体を通じて通販型の募集をしている保険会社では、事故担当窓口の社員は介護事故に精通している訳ではありません。代理店を通じて保険加入しているのであれば、代理店に相談したり保険会社の弁護士に意見を聞く他、施設でも顧問弁護士が居れば確認すべきです。

転倒してもちょっとした傷程度であればいざ知らず、重症事故の過失判断を事故報告書だけで電話で伝えるというのは少し乱暴です。

## ■「断られてもついて行け」と判示した裁判例もある

本事例の過失の判断の問題点は、認知症の無い利用者が「自分でできる」と介助を断っているのだから、自らの意思で招いた自招事故であると判断したことです。介護職員は、たとえ利用者が介助を遠慮したとしても、事故の危険があれば説得しても介助をしなければなりません。次のような裁判例がありますので、参考にしてください。

デイサービス利用の被害者（要介護度2で杖歩行）が、デイサービス終了時に送迎を待つ間、トイレに行っておこうと考えトイレに赴いた。この時職員は本人が「一人で大丈夫だから」と言って、トイレのドアを閉めてしまったので、トイレ内までは付き添わなかった。被害者はトイレ内で転倒し大腿骨を骨折、要介護4となった。被害者の家族は、たとえ本人が「一人で大丈夫だから」と言っても、歩行が不安定で転倒の可能性が高く、また転倒すれば大きな事故につながることは予測できるので、安全配慮義務を怠ったので過失がある、と主張した。裁判所は原告の訴えを認め、トイレ内まで付き添い被害者の安全を確保すべき義務（安全配慮義務）があり、これを怠ったとして賠償請求を認めた。（平成17年3月22日横浜地方裁判所判例）

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
マーケット開発部 市場開発室  
担当 森田・山口 TEL 050-3462-6444

担当課・支社 代理店